教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 提供区域の設定について

平成26年7月22日藤枝市児童課

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされている。

2 区域設定に関する国の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針案(第三-二-1 教育・保育の提供区域の設定に関する事項)

- ① 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ② 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- ③ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ⑤ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

3 区域設定にあたって留意すべきポイント

- ① 区域の設定が、本市の実情に即しているか。
- ② 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。
- ③ 事業量の調整単位として適切か。
- ④ 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- ⑤ 保育ニーズが住居地ばかりでなく、通勤経路等に沿って発生することなどにも考慮する必要がある。

4 教育・保育提供区域の運用イメージ

- ① 設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の教育・保育の事業必要量の見込みと確保内容を明記する。
- ② 量の見込みは、ニーズ調査をベースに、区域・年度・認定区分ごとに量の見込みを算出する。(実績に応じて、随時見直しをする。)

○○区域		平原	平成27年度		平成28年度			平成29年度		
		1 号認定	2号認定	3 号認定	1 号認定	2 号認定	3 号認定	1 号認定	2号認定	3 号認定
①量の見込み	<i>\</i>	100 人	250 人	200 人	100人	270 人	220 人	100 人	270 人	230 人
②確保内容	特定教育保育施設	100 人	220 人	150 人	100 人	260 人	170 人	100 人	270 人	200 人
	地域型保育施設			20 人			30 人			30 人
2-1		0人	▲30 人	▲30 人	0 人	▲10 人	▲20 人	0 人	0人	0人

5 本市の教育・保育提供区域について

本市の地理的条件や交通事情などの実状を勘案し、教育・保育提供区域を設定する。

幼稚園の中には、通園バスを保有している園もあり、区域を越えて通園している児童もいる。また、保育所に関しては、 保護者が自動車などで送迎することから、幼稚園と同様に区域を越えて通園していることから、区域を細かく設定することなく、大まかな区域設定をし、教育・保育ニーズに応えることが必要であると考える。

	(1) 0 D MB(/CC 0 (1)(1) ///1	- バに心えることが必安でのると与え	. .
検討区域(案)	\mathbf{A}	В	С
区域数	1 7	4	3
区域内容		①藤枝市北部	①藤枝市北部
	小学校毎の区割り	岡部、葉梨、広幡	瀬戸谷、稲葉、葉梨、広幡、岡部
		②藤枝市中部	②藤枝市中部
		藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉	藤枝、西益津、青島 (駅北)
		③藤枝市青島	③藤枝市南部
		青島	青島(駅南)、高洲、大洲
		④藤枝市南部	
		高洲、大洲	
区域毎の特徴	_		_
	区域数が多い、範囲が狭い	区域数が少ない、範	囲が広い
	保育施設が存在しない学区があり、需	人口規模が異なり、児童数に差があるもの	の、すべての地区に、教育・保育施設が存
	給調整が容易ではない。	在することから、需給調整は可能である。	
	地域の実状に個別に対応する必要があ	地域の実状が異なるものの、近隣地域で補	うことができる。
	5.)
		1	1

【参考資料】 前頁「B」での区域別人口等データ

	藤枝中部(藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉地区)							
	地区内人口	年少	人口	生産年	生産年齢人口		老年人口	
実数	37,359人	4, 50)8人	21,671人		11,180人		
比率	100%	12.	1%	58.0%		29.9%		
	未就学児人口	0歳児人口	1~2歳児人口	3~5歳児人口	就学児人口	小学1年~3年	小学4年~6年	
実数	1,634人	242人	530人	862人	1,838人	885人	953人	
比率	67. 2%	10.0%	21.8%	35. 5%	75.6%	36.4%	39.2%	
	保育施設計	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育	
実数	2箇所	箇所	2箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
定員	1,734人	270人	1,415人			34人	15人 🖊	

-		- 57
	瀬戸谷	
		57 57
	**	_
	広幡 「	9

西益津

高洲

		滕和	技北部(葉梨、	、広幡、岡部	地区)			
	地区内人口	年少	人口	生産年	生産年齢人口		老年人口	
実数	33,775人	4, 45	56人	20, 3	20,399人		20人	
比率	100%	13. 2%		60.4%		26.4%		
	未就学児人口	0歳児人口	1~2歳児人口	3~5歳児人口	就学児人口	小学1年~3年	小学4年~6年	
実数	1,827人	277人	604人	946人	1,725人	876人	849人	
比率	75. 2%	11.4%	24.8%	38.9%	71.0%	36.0%	34.9%	
	保育施設計	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育	
実数	2箇所	箇所	2箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
定員	1,282人	475人	470人	252人	85人			

			藤枝	市青島				
	地区内人口	年少	人口	生産年	生産年齢人口		老年人口	
実数	41,656人	6, 02	29人	25,907人		9,720人		
比率	100%	14.	5%	62. 2%		23.3%		
	未就学児人口	0歳児人口	1~2歳児人口	3~5歳児人口	就学児人口	小学1年~3年	小学4年~6年	
実数	2,377人	369人	817人	1,191人	2,426人	1,214人	1,212人	
比率	5. 7%	0.9%	2.0%	2.9%	5.8%	2.9%	2.9%	
	保育施設計	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育	
実数	18箇所	3箇所	4箇所	1箇所	9箇所	1箇所	箇所	
定員	1,990人	330人	1,015人	315人	242人	8人	80人	

	藤枝市南部(高洲、大洲地区)							
	地区内人口	年少	人口	生産年齢人口		老年人口		
実数	33,669人	4, 88	86人	20,669人		8,114人		
比率	100%	14.	5%	61.4%		24.1%		
	未就学児人口	0歳児人口	1~2歳児人口	3~5歳児人口	就学児人口	小学1年~3年	小学4年~6年	
実数	1,839人	284人	630人	925人	2,004人	971人	1,033人	
比率	7.6%	1.2%	2.6%	3.8%	8.3%	4.0%	4.3%	
	保育施設計	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育	
実数	7箇所	1箇所	2箇所	箇所	2箇所	2箇所	箇所	
定員	1,198人	200人	900人		74人	14人	10人	

息青

6 本市の地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の区域設定については、教育・保育事業と共通の区域とすることが基本となるが、実態に 即して事業毎に設定することができるとされていることから、事業の実施状況等を踏まえて次のとおり設定したい。

事業名	提供区域	区域設定の理由
1 利用者支援事業	市全域 (1区域)	利用可能なすべての施設やサービスの利用調整、情報集約等ができるよう「市全域」とする。
2 地域子育て支援拠点事業	市全域 (1区域)	本事業は、公立・私立に関わらず、子育て中の親子が気軽に利用できることが必要であることから、「市全域」とする。
3 妊婦検診診査	市全域 (1区域)	検診は、県内の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定は事業の趣旨に なじまないことから「市全域」とする。
4 乳児家庭全戸訪問事業	市全域 (1区域)	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市 全域」とする。
5 養育支援訪問事業	市全域 (1区域)	児童相談所や保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、全市域の情報を元に迅速な対応が求められることから「市全域」とする。
6 子育て短期支援事業		
7 ファミリー・サホート・センター事業	市全域 (1区域)	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用 場所を特定することが困難であることから「市全域」とする。
8 一時預かり事業		
9 延長保育事業	教育・保育提供 区域と共通区域	本事業は、通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、教育・保育事業と切り離せない事業であることから、教育・保育提供区域と共通区域とする。

10 病児・病後児保育事業	市全域 (1区域)	本事業は、医療機関との連携が必要不可欠なことから、「市全域」とすることで、事業を円滑に実施していく。
11 放課後児童クラブ	4 圏域	本事業は、自らが通う小学校にある施設を利用する実態であることから、「小学校区」を基本とするが、土曜日のブロック開所の実態を踏まえ、小学校区を超えてブロック開所を実施していくため、4圏域とする。 ① 岡部、葉梨(藤岡地区含む)、広幡 ② 藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉 ③ 青島 ④ 高洲、大洲
12 実費徴収に係る補足給付を行う 事業 13 多様な主体が本制度に参入する ことを促進するための事業		本事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定は必要ない。